

濃郷土叢書

第三十編

特231

28

昭和四年十二月廿日發行



大平喜間多著

眞田幸弘公と恩田木工



始



特231
28



信濃郷土叢書
第三十編

真田幸弘と恩田木工

大平喜間多著

發行所

信濃郷土文化普及會



眞田右京大夫幸弘公畫像





恩田木工民親墓

緒言

二宮尊徳先生の報徳記と共に、經世済民の良著と謳はれて
あるものに、日暮硯といふ一小冊子があります。これは信州
松代藩の偉人恩田木工民親の事蹟を記したもので、木工の歸
依僧それがしの著はしたものであると傳へられて居ります。
その日暮硯を材料とし、夫れにわたくしの取調べた史料を
加へ、且つ恩田木工の人と爲を見抜いて之れを抜擢採用し、
極端に窮乏せる財政の建直しに成功されて、松代藩中興の名

君ご稱せられてゐる眞田右京大夫幸弘公に關する逸事を蒐録したのが即ち本書であります。

今や我が國は經濟上頗る難局に立つて居ります。濱口雄幸氏を總理大臣とする現内閣は此國難に直面し、之れが建直しに目下懸命の努力を拂つて居られます。此際本書を公にすることは決して無意義でないと思ふものであります。

昭和四年十一月

松代町の寓居に於て 著 者 誌

目 次

一 幸弘公の生ひ立ち	一	二 文武の獎勵と信仰心の養成	七五
二 蓮光院の陰謀	二	三 節約費の活用	八〇
三 家臣を戒める	七	三 制せずして博奕止む	八三
四 藩政大に紊る	一九	四 恩田木工逝く	八九
五 恩田木工拔擢せらる	二六	五 幸弘公の俳句	九一
六 嘘を言はぬ誓	三三	六 飛脚の發心	九四
七 大に藩士を優遇す	四四	七 料理人を救はる	九七
八 木工の遠謀深慮	四七	八 平民的な幸弘公	九九
九 恨みを霽は此時	五五	九 幸弘公の豪放	一〇二
一〇 悪人を相談役に任命	七〇	一〇 幸弘公の逝去を悲む	一〇八

信濃郷土叢書

眞田幸弘公と恩田木工

大平喜間多著

一、幸弘公の生ひたち

〔 1 〕
報徳教ほうとくけうの元祖げんそにして、勤儉力行きんけんりきこうを以て世よに名高なだかい、二宮尊徳先生にのみやせんとうくせんせいに最も偉大ゐだいな感化かんくわを與あたへた者は、我が信州松代藩士恩田木工しんしゅうまつしろはんしおんだもくこうたみちか民親たみちかであると云はれて居ります。其木工そのもくこうを家老職勝手係かろうしよくかつてがしりに拔擢採用はつてきさいようして、十万石まんごくの疲弊ひへい紊亂びらんせる政治せいじの廓清くわくせいを圖り、極端きよくたんに窮乏きうぱつに陥つてゐた財政ざいせいの建直したて直しを行ひ、遂つひに之れを富有ふいうならしめた廉かどを以て、松代藩中興まつしろはんちゆうかう

の名君と歌はれてゐる真田右京大夫幸弘公、この二人の事蹟に就いて聊か記して見た
 と思ひます。

幸弘公は松代藩主真田伊豆守信安と仰せられた方の御子さんで、元文五年正月廿一日松代でお生れになりました。お母さんは藩士伊東治五右衛門の女で、お元の方と稱し、番に容貌が美しかつたばかりでなく其心も至つて美しい方でありました。平素深くも觀世音菩薩を信仰し朝に夕に看經を怠らず、従つて頗る慈悲心に富んでゐられたといふことであります。幸弘公のお父さんの信安公といふ方は、何よりも獵がお好きで、時々家來の者を召連れられては、西條山や大室山に於て卷狩をなされそれを、此上もない楽しみとせられました。そして鹿や、兎や、雉子、山鳥等の獲物を御持參になり、得々として之れをお元の方に見せ給へば、

『何故其の様に無益な殺生ばかりお好み遊ばされますか、むごたらしいでは御座い
 ませんか、どうか今後はお止し遊ばしませ』と諫言され、其獲物をまともに見ること

さへも嫌はれ、且つ涙を流して悲しまれたといふことであります。斯様に情け深く徳の篤い方であればこそ、智仁勇兼備の名君幸弘公を生み給へるものでありませう。

幸弘公がお生れになつた時、長谷川源之助といふお側仕への侍が、公の腕にあざのあるのを發見し、

『真田家の御世繼となられる方は、必ず其身のごこかにあざがおありになると承つて居ります。今御子様を見奉るに其あざが御座います。此若君こそ御世繼となり給ふこと最早疑ひが御座りません』とお元の方に申上げたが果せる哉其言に違はず、公は幼にして松代十萬石の城主となられました。そして此の如き賢婦人の血を享け繼がれた爲か、幼より聰明穎智にして然も慈愛の志篤く、遂に真田家中興の名君と稱せられるに至つたのであります。

二、蓮光院の陰謀

幸弘公が十歳になられた時、即ち寛延二年十二月朔日に小治郎君と申される腹違いの弟さんがお生れになりました。此小治郎君のお母さんはお父さん信安公のお妾さんで蓮光院と呼ばれた方でありませぬ。此方は天女をあざむくやうな美しい容貌の持主であつたが、其心は全く反對に非常に醜い方でありませぬ。それであるから吾子の小治郎君を以て十萬石の跡取りにしたいといふ、飛んでもない陰謀を企てました。それには幸弘公があつては邪魔であるから之れを亡き者にしなければならぬといふので淺墓にも窃に怪しい修験者を己が閨房へ呼び入れ、神棚を設けて藁人形を飾り、之れに五寸釘を打込んで幸弘公を祈り殺さうと致したのみならず、其他種々様々な方法をめぐらして危害を加へやうと企て、居りました。されば幸弘公の御身の上には刻々に危険が迫つて参り、其御命は恰も風前の燈の如く、敢果なく消えかゝつて参りました。

幸ひ幸弘公には清岡及び成瀬と申す乳母がありました。此二人は至つて忠義の志

が篤く早くも蓮光院の舉動を怪しみ、日夜公のお側を離れずに守護して居りました。或日蓮光院の許から公をお招き申したいと云つて來ました。そこで清岡と成瀬の二人がお供して行つた、ところが蓮光院手づから如何にもお美味さうなお菓子を取出し、『粗菓で御座いますが一つ召上りませ』と云つて公に進めた。それには恐ろしい毒が這入つて居りました。そんなこと、は知らずに公は喜んで其お菓子を召上られやうとされたが、フト

『蓮光院様は恐ろしいたくらみを抱へて居られますに依つて、あの方の進め参らせらるものは何に限らず、召上りませぬが宜しう御座います。若君様には決して此事をお忘れ遊ばされぬやうになさりませ』と二人の乳母が此所へ参るに先立つて注意したことをおもひ浮べられたので、喰べるのを躊躇され、そつと乳母の顔を盗み見ると、二人は『決してその御菓子を召上つてはなりませぬ』と、いふことを眼色で示してゐました。公は聰明利發の方であるから子供心にも其意を察せられ、

『まだ喰べたうない』と云つて口にされないので、蓮光院は厄鬼となり、

『それでも妾が折角差上げやうと思つて用意致したもので御座りますから、せめてお一つだけでも召上りませ』と頻りにそれを喰べさせやうとすゝめ參らせるけれども幸弘公には頑として之れに應ぜられないので、

『まあ妾も遂ひ迂濶して居りました。定めし若君様には此御菓子に御嫌ひなので御座りませう。夫れならばおよし遊ばしませ。其代りによいものを差上げます。之れならば定めし御口にも合ひませう』と云つて更に外の御菓子を取り出して來て進めるのであつた。けれども公には、

『それも喰べたうない』と仰せられて召上られないので遂に柳眉を逆立て、

『何故召上りませぬか、誰れか妾の差上げるものには毒でも這入つてゐると申しましたか』と二人の乳母を尻目に向け、氣色鋭く問ひ詰めるので、幸弘公も少なからず當惑せられました。それよりも二人の乳母は針の蓆に座するが如く安き心もなかつた

が幸に公が聰明であらせられしが爲め辛じて虎口を逃れて歸つたといふことであります、其他屢々危難に迫られしが、乳母二人の忠義と公の才徳に依つて恙なき日を過す中に、寛延四年三月晦日に幸か不幸か知らぬが蓮光院の生んだ小治郎君は僅に三歳で病歿されて了ひました。従つて蓮光院の陰謀も水泡に歸し、公も危地を脱するに至つたのであります。

三、家臣を戒めらる

寶曆二年四月廿五日お父さんの眞田伊豆守信安公は病氣に罹られ、僅に三十九歳を以て逝去せられました。其爲に幸弘公は漸く十三歳にして十萬石の城主となられたのであります。公は大變に學問がお好きであつたから、城主となられて後も以前と變りなく、朝から晩まで撓まず怠らずに勉強をなされました。寶曆四年、公が十五歳にな

られた時のことでありませう。御側役の山寺彦右衛門といふ者が、

『我君様の御學問に御熱心遊ばしますには只々敬服の外は御座りませぬ。然しながらそのやうに日夜御心を勞せられ給ふては、御身體の障害になりはせぬかと聊か心配で御座ります。たまには何か御慰み事も遊ばされた方がお宜しいやうに思はれます』と申上げました。

『成程それもさうである。能くも心付けて呉れた。其志を嬉しく思ふぞよ。然らば其方の意見に従つて何か慰み事を致したいと思ふが、手には適當なことが思ひ浮ばぬ。其方に何か考へてゐることがあつたら、申して見よ』と仰せられた。

『某の考へでは飼鳥をなさいましたなら、大變御慰みになるかと存じます』

『飼鳥はそんなに面白いものかのう』

『飼鳥と申しましてもいろ／＼御座りまするが中でも小鳥を飼ひますことは至つて面白いものだと承つて居ります。夜のまだ充分に明け切らぬ時分から小鳥はほがら

かな聲で、然も節面白く唄ひますから第一御眼醒にもよろしからうと思ひます』

『然らば飼つて見るであらう。總ての準備は其方に委せるから、よきやうに取計つてくれ、だが鳥籠には聊か注文がある。それは餘り小さいものでは趣味が少ないから高さ七尺、巾六尺長さ九尺即ち三疊敷の廣さのものとなし、入費はいくらか、つてもよろしいから、十萬石の領主の鳥籠として耻かしくないものを拵らへて貰ひたいものぢや』

『委細畏り奉りまする』と御請をして退出し、夫より直ちに作事奉行に鳥籠を随分入念に製作せよと命せられました。殿様の御用であるから細工人は一生懸命で造り十數日を費して美事な鳥籠が出来上りましたので、之れを御居間の椽側へ運びました。公は彦右衛門をお側近く召されて、

『鳥籠は出来上つたが之れで宜しいかのう』とお訊ねになりました、

『是れはまた誠に結構に出来上りまして御座ります』

「其方は氣に入つたかどうぢや」

「將軍様の鳥籠でもおそろく是れ以上美麗には致し方も御座りませうまい」

「左様か、其方の氣に入りさへすればそれでよろしい。予も満足ぢや」と仰せられて殿様も御喜びの様子であります。そこで彦右衛門が、

「それでは急いで鳥の才覺をして参りませう」と云つて立ち上れば、

「いや暫く待ち居れ、鳥の才覺はそんなに急ぐには及ばない。先づ飼鳥をすゝめた者を入れるのぢや」と仰せられ、更に言葉を續け

「彦右衛門、予は其方に何か御馳走したいと思ふがどんな料理が好きぢやのう。是れならばと思ふ獻立と申して見よ、入費はいくらかゝつても厭はぬに依つて、此上なしと思ふ好物の獻立を差出せよ」と仰せられた。

「料理に就いては一向心得が御座りませんに依つて、獻立の儀は御許しを願ひ度う御座ります」

「いやどのやうなものでも宜しいのぢや、其方が喰べたいと思ふ考へを、其まゝ書き出せばそれでよいのぢや」

との仰せに彦右衛門も今は辭することも出来ないので

「畏り奉ります」と答へ臺所へ行き、料理人とも相談して、漸く一通り獻立

表を作つて公の許へ差出しました。

「如何にも之れは面白い取り合せぢや、其方も之れでよろしいか」

「不調法者で御座りますから、此外には致し方も承知して居りません」

「其方の心にさへ叶へば予も満足である」

と仰せられ、早速其獻立に依り二人前の御馳走を料理人に申付けられました。

「彦右衛門其方の骨折りで出来た鳥籠ではあるが、萬一不備の點があつてはならぬに依り、中へ這入つて改めて見よ」

「畏り奉ります」と云つて彦右衛門が籠の中へ這入るや否や、公には戸を閉

め外から錠を下して了はれました。

『彦右衛門鳥籠はよう出来たらしいのう』

『誠に結構に出来まして御座ります』

『其方は煙草が好きだつたのう。其中で煙草を吸つて見よ』と御側役に命じて煙草と煙草盆を籠の中へ入れさせられました。

『煙草を吸ひながら、ゆるくと話しを致さう』と仰せられ四方山の話をして居るところへ曩に料理人に命せられた御馳走が其所へ運び出されて来た。そして一膳は公の御前へ据へられました。

『畏れながら今一膳は如何取り計らひませうか』

『彦右衛門の御馳走ぢやに依つて鳥籠の中へ入れよ』と仰せられました。

『彦右衛門其方が獻立せし料理ぢや、嘸うまからう。予も相伴すべきにつき、澤山喰べるがよからうぞ』

『鳥籠の中では恐れ多う御座るに依つて籠の中から出て頂戴いたしたう御座ります』

『何も慰みぢや、其中で喰べるのも一興ではないか』と仰せられた。そこで彦右衛門もよんごころなく籠の中で御馳走になりました。御飯が済むと御菓子が運ばれ、更に濃茶薄茶など次々に下されて四方山の話がされるが、いくらたつても籠の中からは出ようと仰せられない。

『誠に恐れ入り奉りまするが、籠の中からお出しを願ひ度う御座ります』

『いや出すことはならぬわい。其方は一生涯を其中で暮すのぢや。喰べたいと思ふ物があつたら何なりと望むがよからう、着たいと思ふ物があつたら何なりと遠慮なく申出るがよいと仰せられてお聞き入れにならない。彦右衛門が尙も嘆願すれば』

『其方が鳥籠の中に居り、己が望みの物をうまさうに喰べるのを見るのは誠に嬉しい。予にとつては此上の慰みはない。何をしても奉公ぢや、訴願するには及ばぬでは』



ないか』

と仰せられ、公には其まゝ奥へ入らせられて了つた。茲に於て彦右衛門は漸く公の態度に不審を起し沈思黙考して見た其の結果初めて飼鳥を公におすゝめしたことの非を悟つた。そして重役の者に向つて

『飼鳥をおすゝめ致しましたのは誠に悪う御座いました。ごうか殿様には貴殿からよしなにお詫び願ひ度う御座りまする』と懇願した。そこで重役も氣の毒に思つたので、公に色々御訴願申上げたところ

『彦右衛門其方はそんなに苦しいかのう』と仰せられた。

『殊の外に苦しい御座います』と正直に答へると、

『然らば籠から出してやらう。其方を苦しめて我が慰めにしやうとは思つて居らない』と籠の戸を開けて出され、

『彦右衛門是れへ參れ、申聞かせることがある。又重役を初め其他の者も残らず集

まれ』と仰せられた。そして一同の集まつたのを見られてから、除るに口を開かれた。
 『彦右衛門よく考へて見よ。其方が平常住んでゐる處は廣いと云つても十疊か十二疊敷ではないか、それに比較すると籠の中は聊か狭いかも知れぬが、それでも三疊敷あるから一人の立居及び寢起には決して窮屈だとは云はれない。其上別に仕事を申付ける譯でもなく、山海の珍味は望み次第喰べさせるのであるから、難義に思ふ筈がない。それであるにも拘らず、其方は苦しがり涙を流して詫びを申したではないか。ましてや鳥類は天地の間を住家とし、虚空を自由にかけ廻り、心のまゝに食物を求めてゐる。それを捕へて小さな籠の中へ押し入れるのであるから、鳥はどんなに苦しいか知れないのである。後つて人間が如何に心を盡して餌食を與へたからと云つても、鳥が果して喜んで喰べる道理がない。又鳥が美しい聲を張り上げ節面白く謳つてゐると思つて人間共は悦んでゐるが、鳥の身になつたらどんなに悲しく又口惜しく思つて啼くことであらう。其方が鳥籠の中で苦しむよりも、鳥の苦しみは非常なものである

たとへ鳥類であると云つても、彼を苦しめて我が慰みにしやうといふのは、決して心ある者のすることではない。此點をよく考へて見るがよからう。斯う云へば定めし其方は面目を失つて残念に思ふであらうが、其方とても決して悪い考へから飼鳥を予にすゝめてくれたものではない。其方は平素よく奉公してくれるの下予も常に嬉しく思ふて居るのぢや。此度其方が飼鳥をすゝめてくれたのも、皆予が身を思ひ、予が心を慰めやうといふ親切心からで、其忠義の志は誠に難有いが然しながら、飼鳥をすゝめてくれたのは少しばかり思慮が足らなかつたのぢや。世間には飼鳥をしてゐる者が少くないとのことぢやが、必竟するにこういふ處へ氣が付かぬ爲であらう。其方が飼鳥をすゝめてくれた時に予が其事を申聞かせたなら、其方も早速氣が付いたに相違あるまい。されどもそれでは其方の忠義が顯はれないばかりでなく、予が爲にも甚だ不幸である。何故かと申すに人の心といふものは至つて變り易いものである。今日飼鳥はならぬと申しても、明日はどんな心持になるか判らない。若し又重ねてすゝめるも

のがあつたとしたら、予も或は飼鳥をしたい心持にならないとも限らぬではないか。然るに其方を籠の中へ押込めて、苦しめたから、之れを聞いて再び飼鳥をすゝめる者はあるまい。又予も飼鳥をしたいやうな心が起つても、其方に對しても飼ふことが出来ない。之れは獨り鳥に限つたことではなく、其他にも心を配らねばならぬことが多い、されば其方が飼鳥をすゝめてくれたことは向後予が身のつゝしみとなり、諫言してくれただけよりも遙かに効果が多し。其方の忠義は莫大である』

と諄々として説かれ、更に語をつぎ、

「上一人の心は下万民の心である。予が小鳥を飼ふ位の費用は僅かなものである。然しながら予が領分十萬石の者共が、競つて飼鳥をするやうになつたら、其費用は大のものであらう。まだそればかりではない。其の爲に尊い時間をむだにすることが少なくなひ引いては善良質朴な民風が廢れて、華奢風流の弊害が起るであらう。今其方を籠の中へ入れて糺明させしことを聞いたなら、家中の者共は申すに及はず、領内

一般も飼鳥を止めるであらう。さうなれば夥多しい吉事である。其方一人の奉公が萬人の爲に善根を施すことになるのであるから、決して面皮を欠いて残念に思つてはならない。猶今後も予が身に悪いことがあつたら、遠慮なく諫言してくれ』と言はれ、御褒美として目録の金子拾兩を下し賜はつたので、彦右衛門は悉く面目を施し、其所に列座せる家老職以下諸役人は勿論、之れを傳へ聞ける者は何れも公の大慈悲心に感泣せないものはなかつたといふことごあります。

四、藩政大に亂る

幸弘公が十萬石の城主となられた當時に於ける松代藩は、政治の腐敗墮落が其極に達し、従つて財政は窮乏して二進も三進も行かない有様で有りました。どうしてそんな状態に陥つたかと申しますに、それには原因があつたのであります。記述の順序と

して其理由を茲で少しく述べて見ませう。

幸弘公のお父さんの眞田伊豆守信安公と仰せられる方は、藩士原八郎五郎といふ者の才幹を寵愛せられました、之れを家老職勝手係に抜擢されたのであります。ところが此原八郎五郎といふ人は、殿様の信任の篤いのに心が奢り、随分眼に餘るやうな勝手我儘の行ひを致しました。其一例を申し上げますと自分の佩刀や服装は殿様と寸分違はぬものを造つて之れを着用し殿様と二人を比べて見て果してごちらが、殿様であり八郎五郎であるか、殆ど見分けが付かなかつたといふことであります。家來の身分もわきまへないで、斯様な奢り増長をする程の人であるから、それに使はれてゐる諸役人にも悪い者が跋扈するに至つたのも當然であります。

領民からは重い税金を取り立て、何か願ひの事があつても役人に賄賂を出さないと聞き入れて呉れなかつたり、藩の政治向は恐ろしく亂脈に流れて來たので、領民は苛斂誅求に苦しみ、従つて年貢の如きも滞り勝ちであつたのです。松代藩には千人の足輕

があり、其中百人は番所の警戒や其他の任務に就いて居つたが、他の九百人は月々村方へ出張しては年貢の催促をして廻りました。此足輕の出張毎に御氣嫌取りの優遇をしなければならぬのみならず、賄賂を出さないと意地を曲げられるので、百姓町人を始めとして一般領民の迷惑は非常なものであります。従つて當年の年貢を納めることの出来ない者があるので、夫れを埋め合せる爲に物持ちからは明年度分の年貢を前納させ、甚しいのになると明後年の分迄先取し、且つ金持を見込んで御用金を申付けるなど、あらゆる方法手段をめぐらして、領民から絞り取り、其金を悪い方面にざしく使つて了ふので、藩の財政はいよく行詰りを來し、遂には藩士に給與する扶持米も渡すことが出来ない迄に窮乏しました。江戸の藩邸に仕へてゐる藩士の如きは國表から扶持米が届かぬので夜更けてから竊に提灯をつけ一升二升の米を袋に入れて買ひ入れる始末であつたから、當時京童は『松代藩の提灯袋米』と云つて嗤つたといふことであります。

斯の如く藩の財政が窮乏して参つたので誰れか財政的の手腕ある人物を雇つて、其建直しをしなければならぬと考へた結果、田村半右衛門といふ浪人者を召抱へることになりました。半右衛門は初め番頭格にて二十人扶持を給せられたが、幾程もな

くして三百石の大祿を食む身となり勝手係となつたのであります。そして就任以來鋭意執政原八郎五郎の非行を摘發しましたからその罪惡は悉く露見に及び、八郎五郎は遂に家老職勝手係を免せられ嚴遣を蒙るに至りました。元來田村半右衛門は佞奸邪智の曲者で原八郎五郎以上の大悪人でありました。されば一層領民から絞取ることを考へ出し、惡辣極まる手段を用ゐたのであります。さなきだに其暴政に泣き抜いてゐた西山中七十三ヶ村の百姓共も遂に堪忍袋の緒を切らして騒動を起すに至り、二千有餘名の多人數が松代の城下へ押寄せ参り、『極惡非道の田村半右衛門を打ち殺せ』と追つたのは、寛延四年八月八日のことでありました。此時半右衛門は危險が其身に迫つたのを知り、逸早く江戸へ遂電して丁

つたので百姓一揆の面々は左記の嘆願書を藩の役人へ差出しました。

乍恐以口上書奉願候御事

別紙以口上書御願申上候通り今般田村半右衛門様御出品の御新法被仰付殊に百姓勝手に罷成候はゞ博奕盜等の儀も不苦敷候に付此譯習申度候はゞ江戸表へ罷出可申候と御しなん可被下旨先日御役所にて被仰付候得共一統御法度の儀に御座候得は村惣御百姓心得不任候萬端御百姓行立不申候由被仰渡候依之田村半右衛門様今般惣百姓へ被下置候様に奉願候以上
寛延四年未八月

- 山上條村
- 肝人
- 組頭
- 長百姓
- 九郎兵衛印
- 喜左衛門印
- 善兵衛印

(其他七十二ヶ村列署せり)



藩へ御用金を差出す爲めには博奕は元より盗みをしても差支へない。若し其遣り方を知らない者は江戸表へ出て参れ、指南して遣はすと觸れ渡したことが右の文書に依つて明であります。何んといふ亂暴なお觸れでありませう。天下に空らく斯様な理不盡を命令した者は古今を通じて半右衛門の外にはありません。百姓が悲憤慷慨して騒動を起すに至つたのも、蓋し當然と申すべきであります。此半右衛門は播州赤穂の浪人中不忠不義の奸物として醜名天下に隠れなき大野九郎兵衛の息子の郡右衛門、(芝居では定九郎と云つて居ります)といふ者であつて、主家の没落後田村半右衛門と名前を替へて流轉の生活を營んで居つたのを、それと知らずに松代藩に於て召抱へたものだといふことであります。

此騒動から半右衛門の舊悪が悉く曝露し江戸に於て捕へられ、冷たい獄舎に繋がれまして、寶暦元年十二月牢死を遂げたので死骸は打首となり、獄門にかけられました。これも因果應報といふべきであります。斯様な譯であるから松代藩の政治は腐敗混

濁の極に達し、財政が行詰つて二進も三進も行かない状態となつたのみならず。寛保二年には千曲川の大洪水がありました。之れを成年の大満水と稱し日本に歴史あつて以來北信地方に於ては一番被害の大きいものであります。従つて藩の財力では到底之れを救ふことが出来ないで、幕府へ願つて一萬兩を拜借して、やつと一時の間を合せた程松代藩の財政は疲弊して居つたのであります。

幸弘公は若年で家督を繼がれましたが、英邁の質であるから、早くも藩政の萎微して振はぬのを憂慮せられ、由緒尊い眞田家の運命が累卵の危きに瀕してゐるのを察し、どうにかして之れが改革を斷行し、勝手建直しをせねばならぬと考へられました。それには適當な人を得なければならぬので物色の結果遂に恩田木工民親を見立てられたのであります。

五、恩田木工拔擢せらる

幸弘公は寶曆二年に家督を相續致され同五年十月朔日家老職鎌原兵庫、矢澤帶刀、禰津數馬の三人が附添うて將軍に初目見えをしたが、時に年十六でありました。同年十二月十八日從五位下に敘せられて伊豆守に任せられ、其祝ひの宴會が開かれた時、幸弘公は親戚一同に向ひ、

『各々方も既に御承知の如く予が勝手向は甚だ不如意で御座る。此儘放任しておけば自滅するより外はなく如何にも愚の骨頂で御座ります。今の中に何んとか藩政の一大改革を斷行致して勝手向の建直しを致したいと思ひます。昔北條時頼は青砥藤綱を登用し、足利義滿は細川頼之を信賴し、池田光政は熊澤蕃山を拔擢して大に藩治の見るべきものがあつたといふことで御座る。予も其故智に倣ひ藩政を委任することの出来る大人物を物色した結果、恩田木工民親といふ者を見出しました。それは國表に於て家老職の末席を穢してゐる者で、未だ三十七才の青年ではあるが、其機略才智は勿論徳操も兼ね備はつた偉丈夫であります。此者を拔擢登用し十萬石の政治を思ひのま

に料理せしめたなら、定めし相當の治蹟を擧げることでありませう。然しながら予も弱年、彼れも未だ青年であるから、予が命令したのでは領分の者が得心せぬかも知れぬ。近頃甚だ御無心で御座るが、各々方から恩田木工へ勝手建直しの役義を仰せ付け下さるやうに願ひ度う御座る』

と御依頼になりました。親戚の方々も、『伊豆守殿は御先代より、公儀へも知られた程財政は御不如意であるから、御難義のこと、御察し申上げます。夫れに就いて其御勝手を建直すことの出来る器量人が國表に居るとのことにて、吾々共から其者へ役義を申付けてくれとの御頼み、夫れはいと易いことで御座る』と答へられた。

『御同意下さいまして千万忝けなう御座る』
と公は御挨拶せられて早速飛脚を以て左記の如く國表へ申送られました。
御用之儀有候に付き家老職を初め諸役人共に月番の者一人宛相殘し其他の者は恩

田木工を同道して急ぎ出府致可事

在所では何事が起つたのであらうかと怪しみながら、取る物も取り敢えず、恩田木工と共に出府して、早速一同は御殿へ詰め掛けました。此時公の御側には御親戚の諸大名が綺羅星の如くに居並び、其席上親戚の年長者から

『此度恩田木工並に諸役人共に出府を命じたところ、何れも早速駆け付けて来て誠に大儀である。お前達も豫て知つての通り伊豆守殿の御勝手元は甚だ不如意であるよつて吾々が相談の上之れが建直しの儀を恩田木工に申付けるから、辭退せずに引請けて貰ひたい。十萬石の政道は寝かすも起すもお前の心まかせにしてくれて差支へがない。また家老職初め諸役人共は今後木工の差圖は伊豆守殿の差圖と同様であると心得、決して廉略があつてはならぬぞよ』

と申渡された。未だ青二才である恩田木工に御勝手建直しの大役を仰せ付けられたのみならず、木工の差圖は殿様の差圖と同様に心得廉略があつてはならぬといふ嚴命には

諸役人も膽を潰し其意を得ぬことゝ内心不平であつたが、背くわけに行かぬので何れも、

「畏り奉りまする」

と御請け申上げました。然し恩田木工は、

「御親戚様方御相談の上にて拙者へ御家老職勝手係といふ大役を仰せ付られ、身に餘る光榮で誠に忝けなう御座りまする。さりながら拙者の如き淺學菲才にして然も徳の薄い者が斯る重大な御役目を仰せ付られましても、中々其實蹟を擧げることは因難と存じまするに依つて、其儀ばかりは平に御免を蒙りたいもので御座りまする」と固辭して受けない。

「伊豆守様の御勝手不如意は既に公儀へも知られてゐる程著名である。従つて夫れを建直すといふことは一朝一夕のことではない。故にそれが建直らぬと云つても其方の働きがない譯ではない。まあ勤めて見てくれ、其上尙役義が勤まらぬといふ事であ

れば其時はやめて貰つても差支へがない。今辭退致すといふのは不忠といふものであるから是非共引請てくれよ」

と重ねての御言葉に今は辭することもならぬので、

「それ程迄に仰せられまするのは誠に難有い仕合に存じまする。それでは不つかでは御座りまするが御請け致しまするで御座りませう」と挨拶致しました。

「何れも得心してくれて満足ぢや。夫れに就いて、若し願ひの筋があるならば、何なりとも遠慮なく申出たがよからうぞ」

と親戚の方が言葉を添えられた。此時木工は、

「然らば御言葉に甘いて誠に恐縮で御座りまするが、御聞濟み下さいませ。それは外でも御座りませぬ。拙者が御役義を之れから勤めまするに當り、拙者の申すことをそれではならぬ杯と申す者があつては此御役義は勤まりませぬ。家老職を初めとし諸役人から拙者の申付は何事に限らず決して違背仕らぬといふ誓約書を拙者の許へ差

出すやうにしていたゞきたいもので御座ります。其代り拙者も今後は断じて私慾の爲めに公器を紊るやうな行爲は致しませぬ。若し不忠不義を働いた節は如何様に重い御仕置に預りましても、決して御恨みは申しませぬといふ一札を諸役人方へ差出すで御座ります。何卒此儀お聞入れ下さいませれば難有き仕合に存じます。』

『最も至極の願ひである』と仰せられ、早速家老職を初め諸役人へ此事を申渡されました。何れも内心は不服であつたが、殿様を始め御親戚衆からの御聲が、りであるから否みもならず、

恩田木工殿に於て今後申出られ候儀に付き候ては何事に依らず一言半句たり共決して相背申間敷爲後日誓詞血判可致者也

といふ書付を出し、木工よりも、

拙者事一國の御政道を承り候上は今後断じて私曲は致間敷若し不忠不義の行爲御座候節は如何程重く御仕置被成下候共少しも恨申間敷此段及誓約候也

といふ一札を交付したのであります。

六、嘘を言はぬ誓ひ

扱て恩田木工は諸役人とも誓紙の取交はせが出来たので、家老職御勝手係といふ大役を引受けて松代へ歸つて來ました。そして己が親戚一門の者を招き、

『此度殿様からの御召に依つて江戸表へ参つたところ、圖らずも御勝手建直しの大役を仰せ付られました。一旦は御辭退申上げたが御許しがないので止むなく御引請け致しましたが、御勝手建直しは容易なことでは御座らぬ。拙者一生の浮沈に係はる大責任だと覺悟して居るやうな次第で御座ります。それに就いて實は聊か思ふ仔細もあるから、各々方には今日限り親戚の縁を切り赤の他人となつていたゞきたいもので御座る』と述べた。そして更に己が妻子及び下男下女等を集め、

『妻には今日限り暇を遣はすから親元へ立歸るがよからう。子供等は勘當するから何處なりとも勝手に行つてくれ。また下男下女等家來の者には残らず暇をやる程に、さつさと出て行つて貰いたい』

といふ。藪から棒の挨拶に何れも呆れ果て只顔を見合はせてゐるのみであつた。此時妻が進み出て、

『妾はあなたに嫁してから、未だ一度も離別されるやうな悪いことをした覚えが御座いません。それであるのに只今突然離別するから親元を歸れと申されました、それに服従することは出来ません』

と血相替へて夫へ詰め寄られました。

『お前は感心によく今迄拙者に仕へて呉れて何の落度もない。さりながら御勝手建直しの大役を果す邪魔になるから離別するのぢや』

といふ木工の言葉を聞いて親戚の者が傍より、

『木工殿には氣でも遣はれたのでは御座るまいか。如何に御勝手建直しの大役を仰せ付られたからと申して、親戚の關係を斷つと言はれるのは未だしも、多年連れ添はれた奥様を離縁し、可愛い御子様方を勘當なさるといふのは、何んとも心得ぬことで御座る』

と云へば、

『拙者は別に狂氣も致しませぬ。先刻も申上げた通り此度の御役義に付き、邪魔になるからでござる』

と答へた。此時更に妻が、

『御役義の邪魔になるといふことであれば成程御暇を申受けませう。然し只邪魔になるといふだけでは胸に落ち兼ねます。斯様／＼の譯があると詳しく御説明を願ひます。さうでなければ親元へ戻り何んと申譯を仕るべきか其言葉を知りません。又子供等にも勘當する譯を話して下さいませ』

と云へば、親戚の者一同も口を揃へて、

『奥様の申されることは至極尤で御座ります。拙者等も役義の障りになる譯をよく承つた上にて、如何にも尤であると思ひば、いさぎよく親戚の縁を切るで御座りませう』

と云ひました。

『其譯を申上げた處で何れも御得心は参りますまい。無益であると思つて實は差扣へて居りましたが、各々方からたつて譯を聞き度いと仰せられるによつて申上げるで御座らう。拙者が思ひますに今迄は家老職と言はず總ての役人に嘘いつはりの行爲が多く、従つて領民から信用を失つて居ります。ましてや一國の政道を己が心のまゝに致す身分の者が、一言半句と雖も虚言を申したら國內は治るものでは御座らぬ。依つて拙者は今後ごんなことがあつても嘘は言ふまいと決心致しました。然し妻を初め倅や家來若しくは親戚一門の中に嘘を申す者がもしあつたら、世間の人々は果して何

んと申すで御座らう。恩田木工は嘘を言はぬと、立派な口をきいたが、あの妻子を見よ家來を見よ。親戚一門の者共を見よ。彼等の中には斯様くの嘘を吐く者があるではないか、木工の申すことも信せられないと申すに相違ない。斯様な疑を受けては人の氣が和合するものでは御座らぬ。然る時は此役義を勤めることが出来ません。是れが理由の第一で御座る。二つには殿様の御勝手建直しをすると申しまして、別に金の成る木を拙者が持つてゐる譯では御座らぬ。之れは儉約をして生み出すより外に方法は無い。依つて今後は奢侈を戒めると共に、拙者は平生の食物も飯と汁の外は香物も菜であるから用ゐぬ考へで御座る。また三つには衣類も木綿の外は贅澤であるから決して着用せぬつもりである。然しながらたとへ木綿物と雖も今日俄に新調するとなれば、餘分の費用をつかはねばならぬから、今迄有り來りの物はたとへ絹物でも止むを得ないから用ゐることとし、今後新に仕立てる物は木綿に限るつもりで御座る。是等のことを領民一般が勵行してくれるならば、御勝手建直しの大役も無事に果すこと

が出来来る。然しながら拙者の身内にたとへ一人でも之れを實行せぬ者があれば、拙者の計畫も水泡に歸するの外はない。それでは仕事の邪魔になるでは御座らぬか』
と初めて其決心を打開けた。奥様は之れを聞き、

『如何にも御尤の仰せで御座います。妾も今後は誓つて嘘を申しませぬ。また飯と汁より外には喰へませず。木綿物ばかり着用致します程に、何卒今迄通り妻として御側に御置き遊ばしませ』
といはれました。

『いやそればかりではない。家來に暇を遣はす上は無一人となるから、飯も炊かねばならず水も汲まねばならない』

『飯も炊き、水も汲み申すは勿論、其他如何なる艱難辛苦も厭ひませぬ』

『たしかにそれに相違ないか』

『斷じて相違御座いません』



『よし、夫れならば離別する必要もない。今迄通り家に居つて一切の面倒を見て呉れ』

と木工は云ひました。此時子供等が、

『私共も御父上の仰せられました三ヶ條を屹度守りまするから、何卒勘當を御許し願ひ度う御座います』

といふ。

『夫れに相違ないか』

『決して間違ひは御座りませぬ』

『然らば勘當せぬでもよろしい』

と云へば今度は家來の者が進み出て、

『私共も今後は決して嘘いつはりは申しません。菜も給はらなくても宜しう御座います。今お暇になりますれば今後何處へ参りましても、且那の家で嘘をつき且つ菜

も給はらないので辛棒が出來ずに、暇を出されたと沙汰せられましたは、誰れも召し抱へてくれる者が御座いません。今後は一層注意致しまして仰せの趣を守りまするに依つて、御慈悲を以て今迄通り御使ひ下さいますやう御願ひ致します』

といふ。

『其方達に暇をくれても又々誰れかを召抱へねばならぬ、嘘も言はず、菜も喰ふことを好まず、主人の申付けに背かないで奉公大切に勤めるといふことであれば、別に暇を遣はすにも及ぶまい。さりながら万事儉約であるから今迄とは違ひ、何かと不自由勝ちであらう。其旨よく心得て置け、併し給金は今迄通り變りなく遣はすであらう』

と云へば家來の者達は一同口を揃へて、

『喰ひ物は旦那様からいたゞきますし、着物は當分着る程所持致して居ります。其中に旦那様の古着なりと頂きますれば、別に大した金銀の入用も御座いませんから、

給金はほんの少しばかり頂けば結構で御座います。只御慈悲に使つてさへ下さいますれば難有い仕合せで御座りますと答へました。

『拙者はお上から千石の知行を頂いてゐるが之れからは出来得る限り儉約をなし、餘つたお金は皆殿様へ差上げるつもりぢや。だがお前達には妻子や両親を養はねばならぬ義務があるではないか、働く者にはそれ相當の給金をやるのは當然ぢやに依つて今後も従前通りに遣はすであらうから遠慮なく受取るがよからう』

『誠に難有い仕合せに御座りますと申せば親戚の者もまた』

『我々も絶対に嘘は申しませぬ。それと共に家族の者にも貴家の掟で通り吃度申渡して守らせるでござらうから、今迄通り親戚の交際を願ひ度う御座います』

『いや各々方の御家族のことは御勝手次第で別に拙者からかれこれと注文は致しま

せん。然しながら各々方が拙者の意見を用ゐて下さるといふならば、別に役義の邪魔にもなり申さぬから交際を断つにも當りませぬ』

『いや左様では御座りませぬ。拙者達ばかりが嘘を申さぬとても、家内の者共が嘘を申しましては相濟まぬことで御座います。またお互に殿様から御扶持をいただいで居ります身であるから、御勝手建直しの爲には一致して儉約も致さねばならぬに依つて貴家の掟の通り堅く守らせるで御座らう』

『夫れは一入満足でござる。それでは交際を断つにも及びませぬ。何分今後も益入魂に致し、若し拙者に不忠不義のことがあり、また眼の届き兼ねるところがあつたなら、随分共に御心を添えられたいもので御座ります。』

『扱て、此度の御役義誠に太儀に御座りますと親戚の者は改めて挨拶を述べて歸宅致しました。』

爲政者たる者は先づ自ら其範を垂れねばならぬと木工は考へた。そして家族及び一

門の者を之れに倣はせんと致しました。其所に思田木工の抜け目なさと、眞剣さを見ることが出来るではありませんか。至誠の人であると共に又稀に見る智者と申すべきであります。

七、大に藩士を優遇す

あくる日思田木工は千石の大神であるにも抱らず、至つて粗末な綿服を着用に及んで登城した。そして家老職を始め諸役人と引見し

『扱て各々方も既に御承知の通り不肖民親此度御家老職御勝手係りを仰付られ、且つ一國の政道は其方の心任せに致して差支へないといふ、分に過ぎた仰を蒙りましたつきましては今後何分共に各々方の御力添を願ひたいと存じます。御勝手建直しの方法としては無駄をはぶき、儉約をするより外に道は御座いませぬ。さりながらいかに

儉約であるからと申しましても殿様の御用向を節約致す譯には参りませぬ。十萬石の威信に關することであるから、之ればかりは従前の通りであるが、其他は万專儉約を旨として改善を加へたいと思ふから、其心得で御援助願ひ度う御座ります。然しなから各々方に下される御知行及び御扶持米等は、御勝手元不如意の爲に久しい間歩引されて居りましたが、拙者が御勝手係りになつたからには、今後一切歩引をせず本高の通り月々に吃度お渡し申すでござらう。其代り文武兩道を出精し御奉公に少しも籠略があつてはなりません。また非番の節は弓馬、劍術は勿論、學問手習、扱ては詩歌、俳諧、謠曲、淨瑠璃其他遊藝等何なりとも、樂しみになることは勝手に致されたい。

人は働くばかりが能では御座らぬから、天下の法度を破つたり、人に迷惑を及ぼさぬ限りは如何様な慰み事をされても差支へ御座らぬ。外に政治向のことや儉約の具體案に就いては、何れ近い中に殿様も御入部になられるであらうから、夫れ迄に案を立て殿様と御相談の上事細かに申渡すで御座らう』

と申述べられた。松代藩は財政が困難である所より久しい間半知御借り上げと稱し、知行高の半分すら藩士は給與されて居らなかつたのであります。今度恩田木工が勝手建直しの役を命ぜられたといふから、其上更に歩引をされるものと思つてゐた。然るに意外にも歩引どころか今迄の半知御借上げを、本高に引直して下さるといふのであるから何れも驚いた。

『木工殿の今日の御申渡は誠に不思議では御座らぬか、従前も儉約令は度々發布された。そして其度毎に知行が少し宛お借り上げといふ名義で減せられ、今では半知すら頂いて居らない。今度木工殿が御勝手建直しの大役を命ぜられたに就いては、亦復知行を減せられると覺悟して居つたのに、これは又何んといふ意外なことで御座らう。本高に復されるといはれたが之れは結構過ぎるといふものぢやが、それにしても木工殿は如何なる考へをもつてあの様なことを申されたか、また財政困難の中をどうして遣り繰りされるか、誠に心得ぬことに御座ります。』

と藩士の面々は木工の胸中を測り兼ねて頻りに噂し合つたといふのも無理ならぬことでありませう。

八、木工の遠謀深慮

扱て恩田木工は之れから如何にして御勝手建直しの實蹟を擧ぐべきかと、日夜心を碎きつゝも殿様の御歸城を待つて居りました。すると待つ程もなく幸弘公（其頃はまだ幸豊と仰せられました）は幕府から暇を賜はり江戸表を出發して首尾よく松代へ御歸りになりました。それは寶曆六年六月のことで、まだ漸く十七歳になられたばかりのうら若い殿様の初入部であるから、お目出度いといふので家中の御目見え格以上の藩士達はそれ／＼御祝ひ物などを持參して拜謁を願ひ出ました。此時恩田木工は殿様のお前へ罷り出で初御入部の祝詞を申上げた後

『我君様の御歸城を御待ち受け致して居りました。いよ／＼之れから政道に取りかゝる所存で御在います』

と大體の腹案を申し上げたところ

『それは其方に委せたのであるから、よきを取計らうたがよからう』
と仰せられた。

『委細畏り奉りまする』

と答へて木工は直ちに左のやうな廻状を認め、家老職を初めとし諸役人へ遣はした。

来る何月何日御領分中へ政道の儀申付候 間何れも乍大儀御列座被成可被下候爲其
如此候 以上

月 日

恩 田 木 工

又百姓町人其他の領民共へは

一、来る何月何日何時に村々庄屋長百姓小前百姓中にも能々聞え候者召連れ可罷

出候

一、御用金先納金差出候者、並御年貢米未進致候者不殘召連可罷出町方も庄屋組

頭平町人も右同様候

右之通相觸候に付ては日限無相違可罷出者也

右の如く廻状を出したので、定めの日には家老職を始めとし諸役人が残らず大廣間
へ列座致しました、處へ恩田木工がしづ／＼と立出で、

『何れも今日は大儀に存じまする』

といとも叮嚀に挨拶し終つて

『百姓町人は残らず之れへ參れ』

と召び出した上

『扱てお前達も定めし聞き及んで居るであらうが、拙者は此度江戸表に於て家老職
御勝手係といふ大役を申付けられた。此御勝手建直しは拙者ばかりの働きでは、効果

を擧げることが出来ない、どうしても皆の力を藉らなければならぬので、忙しいところを特に来て貰つたのぢや。之れからとくと相談したいと思ふが先づ拙者のいふことを一通り聞いてくれ、そしてお前達からもいろ／＼意見を聞きたいものぢや」と先づ挨拶の口上を述べそれから徐にまた口を開いた。

「皆も承知の通り殿様の御勝手向は近年極端な不如意である。此まゝでは武功の御家柄である當真田家の前途もどうなるか判らない。こんな譯であるから御前達も殊の外難義をしてゐることであらう。それであるにも拘らず拙者が御勝手係となり、御勝手建直しをするといふのであるから、お前達を始め一般領民は一層難義に思ふであらう。實はそれに就いて本日はとくと相談を致したいと思ふのぢや」と云ひ、暫らく言葉切つてゐたが稍あつて。

「それは外でもない。拙者は今後何事によらず一言半句と雖も嘘を言はぬ決心をしたのぢや。一度口から外へ出したことは如何なることがあつても之れを變更すること

はしない、此事は今から斷言して置くに依つて其心得で居つてくれ、又御勝手建直しの爲には無駄を省き儉約をするより外に道はない。夫れに就いては皆の者が拙者と肌を合せて援助してくれねば効果は擧らない。依つて今後は親兄弟と思ひ何事も心安く拙者と相談づくりにしてくれ、是れが第一の頼みぢや。此事を皆の者が得心してくれないと役義が勤らないに依つて拙者は切腹せねばならぬ。拙者に役義を首尾よく勤めさせるも切腹させるも皆の者の了簡次第ぢや。どうか所存を聞かせてくれ」と云つたが誰あつて返答する者が無い。此時木工は更に。

「こんなこと許り申したのでは返答も出来兼ねるであらう。今日の處は拙者の申事を能く覺えて歸り、惣百姓町人とも相談した上で返答してくれ。曩にも述べた如く拙者は今後決して嘘を言はず、一度觸れ出したことはこんなことがあつても變更せぬ考へであるが、それでも嘘を言はなければ皆の爲に都合が悪いかどうぢや」

「只今迄の御役人様の嘘を仰せられ、吾々をおだましなされたには何れも非常な迷

惑を感じて居ります。今後は一度仰せ出されたことは變更遊ばされぬとの事、誠に難有い思召御仁政に御座ります」と一同の者は答へました。

「皆々得心してくれて拙者も満足である。扱て又拙者は今後祝儀事、愁歎事等何事に依らず惣て産物類等の物品は貰はぬつもりぢやから、ごんな輕少なものでも決して持參してはならない、然しながら賄賂をとらない爲に皆の者が難義をするかどうぢや」と重ねて木工は訊ねました」

「いや誠に結構な御思召で御座ります。賄賂は別に出したい譯では御座りませんが出さなければ願ひ訴訟等のことが一向に叶ひて下さいませぬ故に、不本意ながら賄賂を使つたので御座ります。今後賄賂を一切御取りにならないとの仰せ、其上正當な願ひさへ聞き届けて下さいませれば、之れに越した冥加は御座りません」

「然らば之れから以後はたとへ一紙半錢と雖も賄賂を諸役人へ出し、又貰つてはならない、若し之れを犯す者は双方共に重い罪科に處するから左様心得よ」

「畏り奉りまする」

「此事も聞いてくれて誠に満足である。扱又松代藩には千人の足輕があり其中百人だけは所々の番人に殘して置くけれども、其他の九百人は月々在方へ出張し年貢の催促をしてゐたといふが皆々それに相違ないか」

「其通り間違ひは御座りません」

「それを今後は一人も催促に出さぬつもりぢや、夫れとも出さぬに於ては皆々の爲に都合が悪いであらうか」

「此點は猶以て難有いことに御座ります。今迄御足輕様方が在方へ御出張になり、御逗留中村々の物入りは決して少くありません。其爲めに甚だ難義を致して居ります、今後一人も御出し下さらないとのこと、千萬忝けない次第に存じます。

「此儀も皆々得心してくれて満足である。拙者は永い間役義を勤めることが出来るかどうか判らぬが、差當り五ヶ年間緊縮政策を行ふ考へであるに依つて、其間は各種

の普請の如きも緊急止むを得ないもの、外は起工せぬこととして諸役を免ずるつもりぢや。それ共諸役を免せられては皆の者が迷惑するかごうか』

『今後五ヶ年間諸役御免とのこと誠に難有き仕合に御座りまする』

『此儀も皆々得心してくれて満足である。扱て此次に申すことは一層皆々とよく相談せねばならぬことぢや、御年貢を先納した者また先々納した者は來てゐるかごうか』

『残らず相詰めて居りまする』

『然らば其方共に申すであらう。何故に先納または先々納迄差出せしや、先納すれば何か勝手に都合のよいことがあるものと思はれるのう』

『之れは御言葉とも覺え申さず、御役人様から殿様の御勝手に不如意であるから差出せと強請致され、泣く子と地頭には勝たれぬといふわけで、至極迷惑に思ひ乍らも是非泣くくも差上げたもので御座います』

『扱てくお前達は何んといふ馬鹿者ぢや、たとへ役人が何んと申さうとも、今年ことしの年貢の外は納むべき筋のものではない。先納を出したのさへ過分であるのに、先々納までするとはよくくの阿呆者ぢや』とたしなめて置いて更に役人共の席をにらめて。

『百姓共が如何に出せばとて、役人がそれを受取るといふ法はあるまい。今年ことしの年貢さへ滞らせて置きながら、先納先々納までさせるといふことがあるものか、役人の仕打は甚だ不当である。公吏にあるまじき行動である。之れは出したる百姓が大たわけ役人は無慈悲と申すべきである』

『さうはいふものゝ悪い考へがあつてのことではあるまい。何をいふにも殿様の御勝手が不如意であるから、役人も餘裕のある百姓から出して貰はねば、御用が辨じなかつた故に無慈悲のやうだが先納を申付け、夫れでも尙足らぬので止むなく先々納迄も』

申付けたものであらう。されば別に役人の無慈悲といふでもなく詮方なしに御奉公を勤めたものである。又百姓共も先納先々納迄差上るといふのは殿様の御勝手御不如意のわけをよく知つてゐるが故に、迷惑ではあるが役人が私の慾を満すのでないことを知つて快く差上げたものであらう。さればお前達はいよ／＼の忠義者ぢや、さりながら今後は先々納は勿論當御年貢の外は先納も申付けないから左様心得よ』

『誠に難有い思召と存じまする』

『御用金を差上げた者は見えてゐるかどうぢや』

『何れも參つて居りまする』

『其方共は何故御用金を差出したか、多分に利息を下される爲めか、それとも何か外に勝手に都合のよいことでもあるのか』

『只今迄時折り御用金を差上げましたが、ついぞ利息など下さいましたためしが御座いません。そればかりではなく元金も御返濟下さいましたことが御座いませんので』

全く迷惑至極で御座います。然しながら御用金を差出さなければ御役人様からさびしく催促され、何かに就いて意地を曲げられますので止むなく差上げましたやうな次第で御座います』

『左様であるか、然し役人より如何にさびしく催促されたからと申して無いといつて出さなければよいではないか、出さないからと申してもまさか殺しはしなからう役人に恐喝されたからと云つて理由のない大金を出す其方達も其方達であるが役人もまた役人である。其方達がいくら金を所持して居ると申せ返濟もせぬ金銀を出させるといふのは餘りにも非道な致し方ではないか』

『然しながら之れも別に悪い考があつてのことではあるまい。お上にお金がない故其方達が餘分に持ち合せて居るのを幸とし、無理とは知りながら據なく無心を云つてお上の御用を辨じたものであらう。そしていつか返濟しやうと思つて居つても元來窮』

追せる財政であるから、其繰り合せも出来ず、止むなく其儘として置いたものであらう。然らばあながちに役人の非道とのみいふことは出来ない。又其方達もお上の御勝手元の不如意をよく知つてゐるが故に、迷惑とは思ひながらも御用金の申付けに應じたものであらう。さりとて奇特千萬である。定めし殿様も御満足に思召されて居られることであらう。だが之れからは一切御用金を申付けぬから左様心得よ』

『添けなう存じまする』

『此儀も皆々得心してくれて満足である。次に御年貢滞納の者は參つて居るかどう

ぢや』

『先刻より此所に扣へて居りまする』

『お前達はごうして御年貢を納めないのぢや、惣じて田地といふものは御年貢を上納し諸役を勤め其上相應の作徳があり、それに依つて妻子を養育することが出来るのではないか、蒔くべき時に蒔き付け、肥料を施し時節をたがへず耕作すれば、御年貢

の上納をなし得ない。筈がない夫れを納めないといふのは第一家業に不熱心だからである。人並に耕作もせず御年貢に差支へるといふのは不届千萬である。既にお前方も知つての通り當年の分を立派に納めたのみならず、先納先々納までする程の働き手さへあるではないか、然るに滞納するとは何事だ。又役人共は今迄何をして居つたのぢや斯様な不届者は骨をひしいでなり共急度取立べき筈である。九百人の足輕を月々在方へ催促に出したといふが一體今迄何をやらせて居つたのぢや、役人も大篋棒なら、うぬ等も八裂にしても飽き足らぬ奴等ぢや』

と憤怒の形相物すごく大聲を發して叱り飛ばしたので。

『ハッ誠に恐れ入り奉りまする』と平伏して何れも生きた心地もなかつた、暫らくたつてから木工は言葉をやわらげ』

『然しながら別に悪い心持ちがあつてのことではあるまい、殿様の御勝手元の御不如意を承知して居るに依つて御用金を差出し、先納先々納迄もする者のある中に、今

年の御年貢さへ納めることの出来ないといふのは能々貧乏だからであらう。御前方も人並に年貢は納め度く思つて居るであらうが、家に長病の者があるとか、また思ひもかけぬ災難が降つて湧た爲に耕作も思ふやに出来ないう爲に穫入が少く、それ故に上納が出来なかつたものなるべく、嗚一家は難義にくらして居るであらう。さりとは不憫の至りである、又役人はお前方の貧乏なのをよく知つて居るが故に滞納をも用捨して置いたものであらう、是は役人の仁政といふものぢや、難有いことではないか、然らば此上滞納を取立やうとすれば、元來一物もないのであるから百姓は破産をしてうであらう、たとへ水呑百姓なりと雖も民は國の本と聞くからには一軒でも潰れては殿様の御本意に背くわけである、従つて特別の御思召を以て今迄の滞納は残らず下されるから難有く心得よ』

『御慈悲の段生涯忘却は致しません』

『然しながら當御年貢よりは一粒でも滞納することはならぬぞ、屹度上納致せ。若

し今後滞納する者があれば、必ず重きに依つて處分するであらう』

『委細畏り奉ります』

『此者共も拙者の申通り得心して呉れて満足である』と云ひ、更に先納及先々納の者に向つて。

『其方達へはごうかして返済したいと思ふが今聞いてゐた通り、滞納の分を呉れて了つたので返済は出来ない。元來其方達は平生心掛けがよいから當御年貢の外に先納及び先々納まで差出したもので誠に神妙である。今之れを返済せぬといつても身代の痛みとはなるまい。ちと無理な願ひかは知らぬが是迄に差出したものは損毛とあきらめて殿様へ献上してくれぬか、誠に申憎いことではあるが承諾して貰ひたい』と云へば一同口を揃へて』

『委細承知いたしました。今後は先納先々納等の仰付がないといふことを先刻來屢々仰せられ、それに間違ひないと信じますから今迄の分は一切御返済下さらずとも

宜しう御座います』

『早速得心してくれて忝けない。過分に思ふが尙其上に一つ無心がある。此ことは今日直ちに返答も出来兼ねるであらうから、村へ歸つてとくと惣百姓に申聞せ熟談の上に返答してくれへ。其無心といふのは外でもない。是迄差出した先納先々納を損にして、其上に今年の御年貢を綺麗に上納して貰ひたいものぢや、左様にしてくれねば當座の遣り繰りがつかぬから頼むのである。其方達も算術は知つて居るであらうから説明せぬでも判つてゐること、思ふが念の爲に申して置く、實は拙者が此程十呂盤をして見たところ、諸役人へ賄賂を出し、足輕共の歡待費や其他無益な入費が中々少くない。之れへ少しばかり足せば今年の年貢が納まるわけである。此所をよく惣百姓へ申聞かせて承諾して貰つてくれ。惣百姓が得心してくれなければ、拙者は役義が勤まらぬので切腹する外に道がない』

と云へば皆々異口同音に

『畏り奉りまする。本日直ちに御請申上げ度う御座いますが、一應惣百姓に今迄仰せられた難有い御政道の趣を申聞かせ、其上改めて御請け申上げたいと思ひます』

といふ。

『惣百姓の所存は今の處判らぬが、此所に居る者は何れも得心してくれて満足である。扱て又御用金を差出した者に申すであらう。實はお上に於ても利息を添へて返済したいと考へて居らるゝが、其方達の知つての通り元來貧乏で一物もないのであるから只今のところは返済することが出来ない。けれども其方達は有福であるから一向困らないであらう。さりながら人の身の上には浮き沈みといふものがあつて。今日富貴であると申してもいつごういふことで不仕合が續いて貧乏にならないとも限らない、もし左様な場合には屹度返済するであらう。其時もしも殿様の御勝手元が建直り富貴であれば相當の利息を添えて返済するであらう。然し其節も藩の財政が依然として不

如意であつたら其時は元金ばかり返済するであらうから、無利息で御預けしたものと
思つてあきらめてくれ、これは拙者が改めて證文を出して置く、此事は先納及び先々
納した者も又同じと心得て承知して貰ひたいものぢや』

『御殿様の御用に差上りました金子のことで御座いますから、たまのことであつたら
別に返済して下さるには及びませんが、實は餘り頻繁であつた爲に甚だ難義をいたし
ました、今後は一切御用金を仰せ付られないとのことでありますから、今迄の分は
全部差上切りに致しても宜しう御座います。然るに難義の出来た場合に御返済して下
さるとのこと、御慈悲の段感激の外は御座いません』

と皆々涙を流して悦んだ。

『之れも得心してくれて満足である。此の上にもう一つ申して置くことがある。そ
れは今後願ひ訴訟の筋があつたら遠慮なく申出づるが宜しい。たとへば今迄役人の中
には随分非道な振舞をして其方達を苦しめたものがあるであらう。又隠れた善行者も

あるに相違ない。是等の事實を有りのまゝに認め嚴重に封印の上差出してくれ、今後
の政道の参考にしたいつもりぢや』

『残る方なき御政道を承り、一同難有き仕合に存じ、謹んで御禮を申し上げます』
と平伏して木工に挨拶し、何れもいう／＼として歸つて行つた。

家老職を初め諸役人等は今朝から居並んで木工の百姓町人と相談してゐる政道を聞
いて、追は殿様から見込まれたゞけあつて大した器量人であると感服して居つたが、
諸役人の行状を善惡に拘らず巨細に書き出せと百姓町人に申渡したのを聞き、身に覺
のある者は物身に冷汗を流し、色青ざめ此末にはごんな、憂き目に逢うことかと、内
心にびく／＼と恐れを抱き、極度の不安に足の運びもたゞ／＼しく屠所の羊のやうな
情けない格恰をして歸宅したのも笑止といふべきであります。

九、恨みを霽は此時

それに反して木工の難有い政道を聞き意氣揚々として歸村した庄屋長百姓等は、早速惣百姓を集めて木工から承つた趣を披露に及んだところ、今迄久しく惡政に惱ませられて居つたことゝ恰も早天に雲霓を望んだやうな悦び方で其仁政を謳歌した。そして此際今年の年貢を納めて貰ひたいと木工様がお頼みになつたからさゝ入れて呉れと云はれたのに對し、

『是迄多數の足輕共が毎月〳〵出張して來ては仕事の邪魔をするばかりでなく、御馳走を出させて鱈腹呑み喰ひされたには誠に閉口した。それが今度は一人も來ないといふ上に、諸役は免せられ、賄賂を出せば却つて叱られるといふのであるから、こんな難有いことがあらうかい。此上は今年の御年貢は勿論場合に依つては明年の分迄も工面して差上げやうではないか、之れは早速御請け仕つて木工様を安心おさせ申ませう』

といふ。庄屋長百姓等は惣百姓の言葉を聞いて大に悦び

『皆々早速得心してくれて我々も心から悦ばしい。それに木工様の仰せらるゝには是迄役人の中で無理非道の取扱ひをしたもの、又百姓によくして下さつた御役人があつたら、誰れでも遠慮はいらぬから、事こまかに其事實を記し、封書にして差出せよと申された』

と傳へたところ、

『是迄随分非道の役人共に泣かされ通して來た。其意趣晴らしをするのは此時だ。

何んでも書き出せ』

と何れも疫病神でも退治するやうな意氣込みで、ありつたけの事實を認めて庄屋や長百姓の許へ差出したので之れを一纏にして御役所へ持參し、木工に面會し

『先日仰せ渡されし儀に就き、村へ歸つて惣百姓を集めて申聞かせましたところ、何れも公明なる御政道を悦び、當年の御年貢は勿論場合に依つては明年の分なりとも差出すと申して居りますから、何時たりとも御申付け下さいませ』

といふ。木工も大に悦び

『扱て〱惣百姓の志甚だ満足である。拙者もおかけを以て痛い目をして腹を切らぬでもよろしいことになつた。其上入用ならば明年の分なり共上納致すとのこと其事を殿様に申上げたならば嘸かし御悦び遊ばすことであらう。さりながら明年の分迄は納めて貰うには及ばない。當年の分さへ間違ひなく上納してくれるならばそれで存分である。此ことは惣百姓へもよく〱傳へてくれ。尙今後は一層家業を油断なく出精しなくてはならぬ。家業を怠る者は天下の罪人ぢや、家業に出精すると共に分限相應に娛樂もするがよい。圍碁、將棊、双六、謠曲、和歌俳諧扱ては淨瑠璃、三味線は勿論、慰みにするものならば博奕をしても差支へない。然しながら博奕は天下の法度であるから商賣にしてはならない。若し商賣に博奕をする者があつたら屹度重い罪科に處するであらう。此點心得違ひのないやうにしなければならぬ。それに近頃は世の中が大變贅澤になつて參つた。此惡風を改め無駄を省き儉約をして藩祖大鋒院様の御

時代のやうに國を富まさなければならぬ。依つて拙者は飯と汁の外は香の物も菜であるから用ゐない決心をしたが、拙者一人の儉約では効果が薄い。國民が一致協力してこそ始めて其目的が達せられるのぢや、それも餘り永い期間ではない。假りに五ヶ年としたが殿様の御勝手元建直しの出来る迄の心棒である。それから親に孝行する者他人の爲に善根を施す者には褒美を與へるであらう。其外親子兄弟夫婦中よく、朋友はむつまじく暮すべきである。拙者は嘘を吐く者が大嫌ひぢや、人間は正直でなければならぬ。嘘を吐く者は人間とは思はない。人には信義が一當大切である。是等のことを惣百姓に傳へて違背せぬやうに心づけてくれ。扱て先達つて申付けて置いた役人の行狀に關する訴狀は持參したかごうか』

『持參致しまして御座る』

と一抱へもある書付けを取り出して木工へ渡した。

『是は拙者が見るのではない。殿様が直接御覽になるのぢや、皆々大儀であつた家

へ歸たら出精してくれ』
と挨拶し、一同には緊縮の中であるから極く簡単な料理の振舞があり、且つ特に幸弘公に拜謁さへ仰せ付けられたので、庄屋長百姓共は非常な面目を施して歸村したといふことでもあります。

10、悪人を相談役に任命

恩田木工は百姓共から差出した訴状を携へて幸弘公の御前へ進み出で

『先づ以て御悦び遊ばしませ。御勝手元の急難は救はれまして御座ります。其譯は御借用の御年貢及び御用金は残らず相済み、其上當御年貢は全部が滞りなく納まる手順がつかまりました。之れは偏に君の御仁徳の然らしむる所と存じます。』
と申上げた。幸弘公には殊の外御喜びにて

『是れは決して予の徳に依るものではなく皆其方の働きである。莫大の功績、金石にも銘すべき程の忠勤ぢや』
と御褒詞を賜はり、木工も悉く面目を施した。

『扱て我君様、是れは百姓共が諸役人の行狀に就いての訴ひで御座ります。何卒窺に御覽下さるやう』

と云つて件の訴狀を差出した。幸弘公は一々自ら封を切つて御覽になつたところ、諸役人の悪業が詳細に記してあり。それは思ひの外甚だしいので非常に驚かれ、木工を側近く召されて、

『之れを見よ』と仰せられた。そこで木工も一通り眼を通して見た。豫て斯くあるべしと思つたので木工はさまで驚きませんでした。

『是れに依つて役人の善悪が分明致した。就いては此者達を如何に處分すれば宜しいかのう』と幸弘公には頗る憂慮の面持にて尋ねになりました。

「決して御心配なさるには及びません。元來斯様な悪事を働く者は死罪にも處すべきで御座りますが、彼等を悉く制裁致すとすれば家中で随分多くの人を失ふのみならず、其家族の者よりは恨みを買うは必定で御座ります。斯様な悪事も器量がなくては働けません。其器量を善い方へ用ゐれば、天晴君の御役にも立つて御座りませう。就いては彼等を御呼出しになり、恩田木工へ此度政道を申付けた。されど彼れ一人では萬事に不行届が多いであらうから、其方共は木工の相談相手となり肌を合せて公明な政治を行つてくれと仰せ付け下さいますれば誠に難有い次第と存じます」と木工は答へた。

「そんな悪人を相談相手とされては其方が迷惑ではないか」

「少しも差支へが御座りません」

「それならば其方の差圖に従うであらう」と仰せられた。そして早速右の諸役人共を御前へ召出され面を和らげ且つ言葉静に右の趣を仰付られたので、皆々

「難有き仕合に御座ります」と御請して退出した。思ひも及ばぬ役義を仰付られ諸役人等は皆折寄つて協議しました。

「今日殿様の御前へ召出されて木工殿の相談役を仰付られたのは誠に合點行かぬことで御座る。今迄は随分悪事を働き百姓共を苦しめ申した。従つて百姓共が今回差出した訴状には其事が詳しく書いてあるに相違御座らぬ。殿様が夫れを御覧になつて召される以上、吾々は切腹を仰付られることは必定と覺悟して參つたので御座る。然るに過去の罪を一言も咎め給はざるのみならず、意外にも木工殿の相談相手となつて國家の爲に充分盡してくれとの御意である。誠に心得ぬことで御座る。各々方は如何に思召さるゝや」と一人が先づ口を切つた。

「如何にも貴公の申さるゝ通りぢや、拙者も本日は狐につかれたやうな感で御座る。そこで今度木工殿の御政道を見るに、萬事君の御仁徳を發揚するやうに致され、公明正大な方法をとられること、到底吾々共のよく及ぶ處では御座らぬ。吾々は重大

な罪惡を犯して居り死罪にも仰せ付けらるべきの處其罪を一向御咎めなく、却つて相談役を御付けられたのは、殿様の御思召ばかりでは御座るまい。定めし木工殿の指し金で御座らう。誠に寛仁大度の思召身魂に徹して永く忘却されぬことで御座る。是からは吾々も心底を改め、殿様の御意の通り木工殿と肌を合せて國家の爲に盡さうでは御座らぬか」と云へば又他の一人が

『それに就いては之れから一同で木工殿の御宅へ伺ひ、御禮を申上げ、且つ將來のことも願ひ申さうでは御座らぬか』

『如何にも尤で御座る。吾々も今後は先非を改め、木工殿を補翼し、忠勤を盡さ

ねば人間とは申されせん』

と忽ち善心に立ち替り皆々打連れ立つて木工が宅を訪問致しました。

『此度は大役をお勤めなされます段御苦勞千萬に御座ります。夫れに就いて本日殿様から、尊公の相談役を仰付けられ冥加に餘る次第につき早速御受けは申上げました

なれど、是迄の心底誠に慚愧に堪えません。然るにも拘らず御優遇に預りましたのは之れ皆尊公御取なしの賜にして何んと御禮を申上げてよいか判りませぬ。此上は心を入れ替へ國家の爲に御奉公を申上げたいと思ひますに依つて悪い處は御注意下され遠慮なく御差圖を願ひ度う御座ります』

『實は此方から御伺ひ致して御頼み申上ぐべきの處、却つて御來訪を蒙り御挨拶では恐れ入ります。御承知の如き大役を仰せ付けられたが、拙者一人の力では到底勤まるものでは御座らぬから幾重にも御力添を御願ひ致し度う御座る』と互に挨拶を交はせて分れました。こんな具合で賄賂を取るとか、依怙最負をするとかいふやうな曲つた根生を出す者がなく、忠義第一と奉公するに依つて領民からも信頼を受けるやうになり、風紀も次第々に改まつて參りました。

二、文武の獎勵と信仰心の養成

斯くて恩田木工は日夜政道に心を砕くと共に、質素儉約を旨とし、暇があれば學問武藝を怠らず、自ら衆の模範となるべく心掛けました。そして或時幸弘公に向つて、『我君様には文學武藝を片時も御忘れなくきつい御勉強振り全く敬服の外は御座りません。治に居て亂を忘れ給はぬ難有き思召の程拜察するだに嬉しう御座ります。』
『之れも皆其方を手本にしたのぢや、だが家中の風紀の紊れてゐるのは慨嘆に堪えぬ次第ではないか、必竟文武兩道が廢れたからぢやと思ふが、其方はどう考へて居るかのう』

『御明察の程恐れ入ります。拙者も實は遠うから其事に氣が付いて居りました。之れから以後は武道を奨励すると共に、然るべき學者を招聘して文學館を設置したいと思ひます。此儀如何のもので御座りませう』

『誠に結構、予も熱望する處ぢや、善は急げといふから少しも早く其準備を進めたがよからうぞ』

『畏り奉ります』とそこで話が一決したので、木工は其頃江戸で名高い菊池南陽といふ學者を十人扶持で召し抱へ、伊勢町の御使者屋を借りの文學館として、其所で藩の子弟に經書を講せしめました。されば家中の童子は七八歳頃から毎朝早く御馬屋へ行つて馬を責め、朝飯後は學問武藝にいそしみ、夜は將碁、圍碁、双六、謠曲其他思ひくの遊戯に打ち興ずる様を見て、木工は風儀の段々改まつて行くのを悦んだ。

『家中の風儀が此頃では餘程改つて参りまして悦ばしい次第で御座ります。然し文武兩道が如何に上達したと申せ、神佛の加護がなければ人の心を安んずることは出來ません。人の心に不安があつては、眞の平和を求めても得られぬでありませう。故にごうかして神佛を信仰する菩提心を起させたいもので御座ります』

『それは誠によい處へ氣が付いた。領内の神社佛閣の荒れ果て、居るのを見て、予も慨嘆に堪えぬのぢや、それに就いて其方に何か名案があるかのう』

『名案と申す程のものではありませんが、聊か考へ付いたことが御座ります。それは外でもありません。殿様は平林淳信に就いて書法を學ばれ、近頃大變な御上達、師の淳信も舌を巻いて驚いてゐる程の御名筆、拙者など遠く及び申しませぬ。就きましては甚だ恐れ入りまするが、領内の神社佛閣の爲めに扁額の文字を御揮毫下さつて、それを奉納して頂きたいもので御座ります。さうすれば信徒や氏子の者共も感泣し引いては自然に神佛信仰の念が生じ祭事佛事等も營み、且つ神社佛閣の修理もするごとで御座りませう。僅かな經費で甚大な効果を擧ぐる事が出来るかと考へます』

『それはいと易いことぢや。予の揮毫を奉納するばかりで、扁額の調製費の負擔をさせては世にいふ難有迷惑であり、それでは當方の趣旨も徹底せぬであらうから、扁額の調製費迄も奉納したらごんなものぢや』

『下々を憐れみ給ふ御仁徳、定めし領民も感泣すること御座りませう』

斯くて十萬石の領内の神社佛閣へは洩れなく、幸弘公御自筆の扁額が奉納されたの

で信徒や氏子は大變に悦んだ。今も尙松代領内の神社佛閣に幸弘公の奉納された扁額の多いのはその名残りであつて、之れは當時を偲ぶ唯一の史料であります。斯様な譯であるから、木工自身も神佛を尊み、折々は歸依僧を招いて先祖の供養を爲し、菩提を弔ふて其範を示すと共に

『殿様の御勝手建直しの出来る迄は、飯と汁の外は香物も菜であるから用ゐてはならぬと申渡して置いたから、之れは嚴重に守られて居ると信ずるが、然し祖先を崇拜するのは日本古來の美風であるから時折りは神主及び僧侶を招いて祭禮佛事を營むがよからう。其場合には客もあるであらうから、特と御馳走を喰べてもよろしい。敢て精進に限らず魚類鳥獸の肉を喰べても差支へない』といふお觸れを出した。飯と汁の外は法度であるといふ嚴重な申渡しに就いては、内心甚だ不平の者があり、ごうかして御馳走が喰べたいと思つてゐる矢先に此様なお觸れが出たのであるから、何れも大喜びで早速怠つて居つた先祖の祭りを思ひ出し、塵にまみれてゐる佛具や、祭器を綺

麗に磨き上げ、今迄振り向いても見なかつた旦那寺の僧侶や、氏神さんに仕へてゐる神主や禰宜を招いて、法會及び祭祀を營むに至つた。始めて御馳走を喰べたい爲めに行つたのであるが、其中にだんく〜と御馳走を喰べられるのも偏に先祖の御かげだといふ考へを起し、知らず識らずの間に先祖の難有味を感じ、自然に先祖を崇拜するやうになり、信仰の爲めに淨財を投じて神社佛閣の破損を修理し、二世安樂を祈るに至つて人心の不安が去り、盗みを爲し、詐欺を働き、人を殺め傷ける等の悪事を働く者が漸次其跡を斷つに至り、松代領内には不斷の春風が駘蕩として吹き初めるに至りました。

三、節約費の活用

恩田木工の政策は勝手建直しの必要から儉約に力を盡しましたが、決して消極的に

減ずることのみを専一としたものではありませんでした。日常の生活に無駄の多いことに着目して之れを除くと共に、必要な経費の支出は決して厭はなかつたのであります。藩士の半知御借上げを改めて、本高を給與するに至つたなど緊縮方針と矛盾するやうではあるが、働く者には夫れ相當の報酬が與へられねばならぬと考へ、其當時の半知お借上げが藩士の意氣を殞喪せしめ、生活困難の結果は思はず識らず悪事に走るに至ることに着眼して、本高給與に還元せしめたもので此點が木工の偉いところであります。

或時幕府から役義を仰付けられたに就いて、金子二千兩入用だから早速送つてくれと江戸家老から申して参りました。此ことに就いて木工は役人に相談をかけたところ二人の者が進み出で

「此の御役義は先年も仰付けられたことが御座ります。二千兩といふ金子は定めし其時の例を追つたものと心得ます。拙者等二人は先年自ら其衝に當つた經驗に依ります

と勤め方を上手にすれば千三百兩あれば足りると存じます、就いては其役義何卒拙者等二名に仰付下さいますれば難有い仕合で御座ります」といつた。木工は之れを聞いて、

『公儀から仰付られた役義は随分立派に勤めねばならぬ。儉約も時と場所に依つたもので、斯様な場合に費用を惜んで兪略があつては取返しが付き申さぬ』といった。

『いや決して松代藩の體面にかゝはるやうなことは致しませぬ。立派に勤めた上に七百兩の金を餘すことが出来る自信が御座ります』

『然らば大儀であるが貴公等御兩名に勤めていたゞくで御座らう。さりながら公用のことであるから費用を惜んで兪略のないやうにしていたゞきたいもので御座るから江戸表に居る者も一人加へ三人で手落ちなく取計つて下さるべし。金子は決して惜しむには當り申さぬ』と云ひ二千兩を差出した。兩人の者は悦んで出府し、江戸の役人とも相談して御用向を首尾よく相勤めたが、經費は千三百兩で濟み七百兩を持ち歸つ

て木工へ返した。木工は殊の外兩人の働きを稱讚し、殿様に向つて

『従前公儀の御役儀を勤めた節は二千兩入用でありましたが、今度は千三百兩で相濟みまして御座ります。之れは兩人の働きでありますから、褒美として右兩人と江戸の役人へ金百兩宛下し置かれたう御座ります。それでも四百兩の御徳となる勘定でありますから、今後愈々精出して忠勤をばげむやうになり、且つ他の役人の奨勵ともなるかと存じます』と申し上げれば、幸弘公にも悉く御満足に思召され、早速兩人に慰勞の御言葉を賜はり、百兩宛下されました。三人の者は何れも面目を施し、いよく益々出精するに至りました。又之れを傳へ聞く者は何れも誠心誠意を披瀝して奉公するやうになつたから、藩治の成績が著しい勢ひを以て擧つて參つたのも當然と申すべきであります。

三、制せずして博奕止む

恩田木工の政道は總てが抜目なく、誠に痒い處へ手の届くやうだと云つて領民は何れも満足し、其仁政を謳歌せる中に只一つ非難せられるものがありました。それは慰みにするのなら博奕もやつてよろしいと觸れ出されたことでありませう。此お觸れを見ても博奕を好きな者共は

『こいつは難有い。おゐらが箴揚げをする時節が到来したわい』と大に喜び、今迄窃にやつてゐた者も公然とするやうになり、さては眞面目な百姓や町人迄が之れに手を出し博奕は非常な勢ひを以つて繁昌するに至りました。従つて折角汗水流してためた身代を棒に振り、爲めに一家が難澁に陥る者が少くなかつたのであります。

『木工殿の御政道を悪く云つては罰が當るかも知れぬが、博奕を許されたのは弘法にも筆の誤り、誠に千慮の一失だ。』といふ非難の聲が漸次喧しくなつて參りました。そして之れがいつしか木工の耳にも入るやうになりました。そこで

『慰みの博奕に負けて難澁に及ぶ者には其損失を政府に於て償つてやるから、何時

何日に誰れ誰れと博奕して何程負けたか明細書を認めて出頭致すべし』

といふお觸れを出しました。博奕に負けて難澁をしてゐる者共は福德の三年目だとはかりに喜び、早速詳細書を携へて出頭致しました。木工は一々それを讀んだ上に其者共に向ひ

『博奕を商賣にしてはならない。若しやつたら曲事である。さりながら慰みにやる博奕は差支へないと觸れ出して置いたではないか、然るにも拘らず博奕を商賣に致し遂に身代限りをするとは何事だ。此の不埒者奴が』と、睨み付けた。そして又博奕に勝つた者共を呼び出して

『お前は博奕を爲し、誰れ／＼より幾何の金を儲けたといふが左様か』と聞いた。

『其通りに御座います』

『然らば尋ねるが博奕を商賣にしたか、それとも慰みにしたか』

『慰みに致しまして御座います』と答へた。商賣にしてはならぬと言はれてゐるの

で、斯ういつて置きさいすれば、御叱りを受けるやうなことはあるまい。我れながら名答辯だと北叟笑んでゐると木工は更に

『さうであらう。又さうでなければならぬ。然らばどの位皆んなで勝つたか、其金を此所へ並べて見よ』と云はれて是非なく其金を木工の前へ並べた。然るところ木工は更に語をつぎ

『其金は負けた者へ全部返して了へ』と命令された。

『此金は吾々は勝つて得たもので御座います。今更それを返すことは甚だ迷惑に存じます』と云つて之れに應じない。

『然らばうぬ等は天下の御法度を破り、博奕を商賣にしたものと覺えたり。重さに依つて處分するから左様心得よ』と木工は聲を荒らげて申渡した。

『左様に仰せられますが、私共は決して博奕を商賣に致したのではありません。慰みに致したのに相違御座いませぬ』と頻りに辯解するので木工も氣色を直し聲を和

らげて

『慥にそれに相違ないか、さうであらう。慰みにすることならば人の身代の潰れる程のことをする筈がない。身代の痛みにならぬやうにするのが慰みぢや。お前達が勝つたといふ金銭も必竟するに慰みに取り遣りしたのを一時預つて置いたものであらう。預つたものはいつか其主に返さねばならぬ。此の道理はよくわかつたであらうのう』

『諒解いたしましたして御座ります』

『さうであらう。それならば預つて置いた金は全部返して了へ。返さぬ時は商賣にやつたものと認め、重く處分するから左様心得よ』と云はれて泣く／＼其金を返済して了ひました。おかげで負けた者は大喜び、勝つた者は勝つた祝ひだなど云つて遣つたゞけが損となり、馬鹿々々しい目にあつたと大こぼし、こんなことになるのだら博奕はするでなかつたと其愚を悟つて改心し、爲めに博奕の悪風も自然に改まり、遂には一人も博奕をする者がなくなつたと申します。斯くて領内の風俗は改まり悪事を



する者がないので四海浪静にして枝も鳴らさぬ桃源境と化し、御勝手の建直しも意外に早く實現するに至つたので、何れも君の仁政をたゝえ、歡談喜語が家々より洩れ、他領の者の羨望の的となつたといふも目出度い限りであると申さねばなりません。

一四、恩田木工逝く

恩田木工民親は木工民清の子にして幼名左吉後靱負と云つた。才智機略人に勝れ且つ忠孝をはげみ、仁義の志が深く、慈愛を以て事に當つたがまた其性質には頗る剛毅のところがありました。嘗て背中へ癰といふ腫物を出来しました。之れは非常に痛むもので普通の人によく堪えるところでないが、木工は腕を癰に覆ひ帛を以て堅く之を縛り付け、そのまゝ役所へ出て少しも痛いといふ風を示さなかつたといふことでもあります。又或時重い風邪に冒され發熱が甚しかつた。家人が心配して欠勤をすゝめ

たところ、若し我君様の御身の上に一大事が起つたなら何んとする、其時は大病と雖も押して馳け付けねばならぬではないか。平常の勤務と雖も常に其心得がなければ武士とは申されないと稱し衣を重ねて出仕したといふことであります。以て其剛毅にして責任を重んずる念の強いことを察知すべきであります。

従つて正義を以て政治の要諦となし、儉約を専らして質實剛健な風俗を養ひ、年に一度の納税法を改めて月割納法の新政を布きて租税を容易ならしめ、且つ山野及び荒地を開墾し、蠶桑の業を始めとして殖産興業に力を竭し、新に利を興したるものが三十六種の多きに及んだので、當時松代藩の三十六興利と稱せられ、其事蹟の見るべきものがあつたけれど、在職僅七ヶ年にして寶曆十二年正月六日に病歿して了ひました。享年四十有六尙春秋に富めるに惜むべきことであります。藩主幸弘公は深く其死を悼み、三日の間領内の歌舞音曲を停止して弔意を表しました。遺骸は之れを松代長國寺に葬り法名を玄照院鐵翁道關居士と申します。其後大正七年十一月十八日に至り、木

工生前の功績を恩召されて、畏くも大正天皇様から正五位を贈られました。此の偉人を恩田木工宜民と埴科郡誌其他に記してありますが、著者が苦心して調べた結果それは間違ひで、宜民の父恩田木工民親が、本當の偉人恩田木工其人であることが明瞭いたしました。後世史實を誤らぬやう特に書き添えて置きます。

一六、幸弘公の俳句

恩田木工が立派な人格者にして、然も經世済民に非常な手腕を持つてゐられた偉人であることは申す迄もありませんが、其人物を見出して拔擢採用された眞田幸弘公もまた尋常の人ではなかつたのであります。著者は此機會に少しく幸弘公のことに就いて述べて見たいと思ひます。

幸弘公は幼名を豊松と稱せられ、寶曆二年家督相續の時に幸豊と改められました。

同十年松平越中守定賢の女を娶られ天明元年幸弘と更に改名されました。同八年彈正大弼と稱し、更に寛政二年に右京太夫と改め、同十年八月廿一日年五十九歳にして家督を養子幸尊公に譲つて隱居し、文化十二年八月三日年七十六歳を以て病歿せられたので天真院と諡せられました。

公は幼より賢明にして學問を好まれ、菊池南陽、岡野石城などいふ藩の學者から經書を學ばれ、また碩學高僧と云はれた長國寺住職千丈和尚に就いて詩文を修められ、其江戸に居られる時には平林淳信に従つて書道を學ばれて能書の聞えが高く、又俳諧を好み初め大島蓼太、後無涉庵太初に就いて其蘊奥を極められ、白日庵菊貫と號し一家の識見を備へて居られました。されば作句の如きも世にいふ殿様藝ではなく、立派な宗匠として一人立ちの出来るものであるから其詠草を集めた菊貫集は當時大變に世人から珍重せられたといふことであります。左に其の作句を少しばかり記して見ませう。

長閑さは江戸の女の沙干から
あくびして又ねる春の渡し守
日の延も四五寸機の手に見えて
子が泣けば一度に動く田植笠
かまご近く虫もうたふや十三夜
厨には肥た鮭あり十三夜
未だ雪は來ぬに寢覺の蕎麥寒き
左義長に解る木曾路の木つつら
冬牡丹障子に動く猫の耳
あこがれて猫の目赤し梅の宿
致仕の春を迎へて
元日や烏帽子にかはる置頭巾

一六、飛脚の發心

幸弘公のなさけ深い方であつたことは、前に述べた鳥籠の逸事でも判るが、之れはまだ子供の頃のことであつたから、今度は大人になつてからの逸話を書いて見ませう。それは公が海津城に居られた時のことであります。江戸に残して置かれた公の可愛く、若様が俄に重い病氣にかゝられました。そこで江戸のお邸では飛脚を立てて公の許へ知らせることに致したのであります。然るに其翌日死去されたので更に第二の飛脚を出しました。ところが先に出た飛脚は不心得にも道草を喰つて居つた爲めに、後の鳥が先になりで第二の飛脚よりも遅れて松代へ到着致しました。第一の飛脚が之れを知つて

『しまつた』と思はず嘆聲を發したがそれも後の祭りで何にもなりませんでした。今にお咎めがあるだらうと觀念して家にこもつて謹慎して居つた。然るに幾日たつて

も公からは何の御沙汰もないので奉行の者がしびれを切らし、
『不埒な飛脚奴を如何に處分致しますれば宜しう御座りまするか』と伺ひに出ました。

『予が子供が重い病氣に罹つたといふ悲しい報告を齎らしてくる飛脚の足の進まぬのは尤である。又そんな悪い話は予に少しも遅く聞かせたいといふ飛脚の苦心は買つてやらねばならぬ。されば別に咎めるには及ばない。以後は一層氣を付けて奉公せよと申傳へよ』

との難有い仰せであつたから、奉行も喜んで此事を彼の飛脚に傳へた。輕くて永牢重ければ打首であると豫て覺悟をして居つたことゝて、飛脚の男は之れを聞いて夢かとはかりに打ち喜び、暫しは嬉し涙に掻きくれて居つたが、遂に深くも決心する處あり即座に頭を剃り落し、出家釋門の姿となり死んだ公のお子さんの菩提を弔つて生涯を終つたといふことであります。

又或時のことであつた。參勤交代の任期が来て幸弘公には歸城せらるることになつたが、時恰も土用の最中で道中が難義であるからといふので、俄に歸城延期と觸れ出されました。ある日公が聞いて居られるとも知らずに

『今年に御歸城が八月になるさうちやが、俺がとこの婢奴は畑をふやしたので、俺の歸りを首を長くして待つて居るといふに、誠に困つたものだ』

『さうとも〜俺もいろ〜の用事がたまつてゐるから、是非今月は歸らねばならぬのだが、御延期となつて迷惑してゐるのだそれに誰れ〜も困ると申して居つた』と足輕共が二人して話し合つて居るのを耳にせられ、思ひやりの深い公は、早速家老を呼ばれ

『八月の末迄歸城を延期するやうに先頃申したが、矢張り豫定の通り歸城するから左様心得よ』との事に家老職も不審に思つて

『何故に俄の御變更で御座りまするか』と伺つたところ公には

『下々の者が難義をし、迷惑するやうなことがあつては氣の毒だからちや』と仰せられたといふことであります。賤の男の陰言にさへ心を置かれた、御仁徳は聞くだに氣持のよいことだと思ひます。

一七、料理人を救はる

『また或時御親戚の間柄である松平主殿頭の屋敷が類焼の危にかゝりました。其時幸弘公は早速見舞品の調理方を御膳番の馬場廣人に仰付られたので、同人より料理人の山本佐五右衛門へ命を下しました。そこで臺所の者は惣掛りで調理に取かゝつたが其中に廣人が大きな聲を張り上げて佐五右衛門を叱り飛ばして居るのを耳にせられ

『廣人を之れへ呼べ』

と公は近侍の者に申付けられました。召されて恐る〜廣人が公の前へ進み出づるや

「只今其方は大きな聲を出して居つたやうぢやが、何ぞ變つた事でも起つたかの」と訊ねられた。そこで廣人が

「御養しめを拵へさせましたところ、茄子を餘り煮すぎてグチャ／＼に致しましたので之れでは御用に立たぬと佐五右衛門に注意を與へて居つたので御座ります」

「左様なことであつたか、然らば其茄子を此方へ持つて參れ」

と公は仰せられた。そこで小皿へ盛つて差出したところ其一片をつまんで召上られ

「之れは至極上鹽梅である。類焼などの節は心氣が疲れてゐるから、軟らかなる品がよろしいのぢや、道に佐五右衛門は料理人だけあつて、克くも斯様な細かい所へ迄氣が付いて軟かく拵へたト、之れで結構だから早速見舞に持參致せ」と云はれたので廣人は返す言葉もなく、佐五右衛門は却つて面目を施したといふことであります。之れも叱られてゐる料理人を救つて遣らうといふ思召に外なりません。

斯くの如く公は仁慈の心の篤かつた方であるのみならず、又極めて義理堅い名君で

ありました。公の叔父君眞田藏人（初め主殿と稱す）といふ方は公が幼少にして家督を繼がれたので後見を勤められ、其爲め他家から養子に貰ひたいといふ申込があつても夫れを斷はり通し、一生獨身で江戸南部坂の藩邸にあつて公を援助されました。されば公には叔父君を徳とせられ、天明三年三月十二日に逝去されるや、大に之れを悲しみ、其命日に當る毎月十二日には最も平常好まれるところの茶を終日斷たれ、生涯之れを守られて變ることがなかつたと申すことであります。

一八、平民的な幸弘公

幸弘は又俗にいふところの苦勞人で細かいことにもよく氣のつかれる方でありました。或時御側仕ひの者に向ひ平常御手許に置かれる煙草盆を替る／＼掃除するやうに命せられました然るにいつも煙草盆の中には白紙にむねつた二分の鳥目が這入つてゐ

るので不思議に感じ、公に其事を申し上げたところ

『それは掃除賃ぢや、少ないが當番の者がとつて置け』

と仰せられました。夫より煙草盆の掃除番の廻つて来るのを楽しみにするに至つたといふことであります。公は自ら今度は誰れと指名されたが嘗て其順番を誤られたことがなかつたので、何れも公の記憶力のよいのを感じ合つたと云ひます。

又至つて平民的な方でありました。平民文學である俳諧を御好みになられたのも、さうした性格からであると思はれます。公が隠居せられて後のことでありますが、御膳番兼御刀番の近藤民之助を召連れて時折り散歩に出られました。其節公の御支度が早く間に合つたにも拘らず、民之助の姿が見えぬので自ら近藤の屋敷へ立寄られ

『民之助支度はまだ出来ぬか』と誘ひ給ふことが珍らしくなかつたさうであります。また或時御側役(後職奉行となる)高田幾太が公を招待したるに

『幾太の家は中々手廣いやうだに依つて各室を見たいものぢや』と云はれ、料理の

間を覗かれ

『何れも大儀ぢや、だが其様に御馳走せずともよいよ』

と云はれ、更に佛壇を見たいと仰せられた。然れども佛壇の間は公が見えられるといふので、押入同様に色々の品物を積んで置いたので、高田家では大狼狽を極めたが漸く取片付けて公を御案内申上げたが臣下の者の位牌を佛壇に飾つて置くのは不敬に當ると思つたので、遠慮してそれを下へ卸して置いた處

『これが助左衛門(幾太の父にして公の御守役)の位牌ぢや』と尋ねられた。そこで幾太の弟草間一路が

『是れに御座ります』と申上げると其れを佛壇へ飾られ

『助左衛門久々にて對面致す。今日幾太の招きに依つて參つたが、其方が存命であつたなら嘸かし歡ぶことであらうがのう』

と恰も生ける人に物言ふ如く仰せられ、聽て懷中より香奠二百疋と記した目錄を取出

して位牌の前に差し置かれたので、家族の者を始めとし何れも公の御仁徳に感泣せぬ者はなかつたと申すことであります。

一九、幸弘公の豪放

斯の如く慈愛の心が深かつたにも拘らず、又一面に於ては嚴格苟もせぬといふ秋霜烈日の如き面影がありました。八月十五日は俗に芋月夜と唱へてお月見をする習慣があります。されば殿中に於ても恒例に依つて月見の宴を催され、其席には酒肴は勿論芋團子、枝豆などが運ばれました。公には芋團子を好んで召上られるので御守役の白川寛藏が

『イモ一つ召上り給へ』

とあすゝめした。もう一つといふべきであるのに松代地方ではイモ一つと申します。

其方言を御側女中の中で江戸育ちの者が可笑しいと云つて

『芋團子をイモ一つオホ、』など口真似さへして嗤へ轉げる無禮な態度を見られて

公にはいたく立腹され

『女中の僻に奥家老の言葉を嗤ふといふのは以ての外の外慮者である。あの者を退

席させろ』

と聲も荒々しく仰せられ、且つ金井佐源太（舊姓岩下）に

『あの女に物の道理をよく申聴かせよ』と命せられ、あくる日遂に暇を出されて了はれました。

幸弘公と備前岡山の太守池田一心齋とは意氣相投じ頗る親密な間柄であつた。此池田侯は活氣横溢細事に拘泥せぬ豪放磊落の人物で彼の名宰相の聞え高かつた松平樂翁公すら持て餘された程であります。當時何者か知らぬが

越中のこはがる山が二つあり

京で中山備前岡山

といふ落首を詠みました。京都の中山大納言と共に樂翁公の苦手であつたものと見える。此池田侯は嘗て幸弘公の能書家であることを知るが故に、揮毫を乞うたことが屢々でありました。然れども公は何故かいつも膠なく之れを斥けて居られた。ところが或時池田侯の邸へ招かれて行つた時、金屏風を出し

『何んでもよろしいから、貴公の得手たるものを此所へ書いて給はれ』

と云はれ、いくら辭退されても許されず、強請されるので止むなく公は

『然らば仰せに従ひませう』と筆を執り、充分に墨を含ませ暫らく屏風の面を見詰

めて居られたが應て

真田右京太夫幸弘

と墨痕鮮に大書されて涼しい顔をして居られた。之れを眺めてゐた池田侯が

『又何故に御自身の御名前を屏風一面に御書なされしや』



Shimada

と訊ねたところ

『先刻貴公は何んでもよいから得手たるものを書けと仰せられたでは御座らぬか、予は自分の名前が一番書き馴れて居るに依つて書き付け申した』

と答へられたので道悪戯好きの池田侯も

『アッ』と云はれたまゝ、開いた口が塞がらなかつたと申すことであります。幸弘公に首尾よく土俵ざわで背負なげを喰はせられた池田侯はいつか此仇を取つてくれやうと窃に機會の來るのを窺つて居りました。然るに秋の一日池田侯はまたもや友人知己を其邸に招いて盛宴を張るべく幸弘公をも招待せられた。幸弘公は高井郡小布施村から産する名物の栗を澤山にお土産として持参せられました。それを見て池田公は眞田も土地の持産物ではあるが栗はごうして喰べれば一番甘いか、定めし其料理法は知つては居るまい。先達ての仇討をするのは此の時だと獨り窃に目算を立てた。斯くて大勢の客の座席が定まつて四方山の話しが初まつた頃を見はからつて幸弘公に向ひ

『今日は誠に結構なお土産を澤山頂戴致しまして忝なう御座る。あの栗はごう料理して喰べれば最も美味でありませうか、お國の名産であるから定めし貴公は料理法も心得て居らるゝことと推察申す。願くば教へていたゞきたいもので御座る』

と云はれました。之れを聞かれて幸弘公は早くも池田侯の心中を看破されたが何喰はぬ顔して

『折角の御所望ぢやに依つて教へて進ませませう』

と答へ給仕の者に命じ、大火鉢に澤山火を盛らせ其火の中へ栗を押しあけて了ひました。間もなく栗は焼けてトン／＼炭火と共に刎ね出し、爲めに青々とした壘の上には醜い焼け跡が黒く幾つも出来るといふ態たらくであるにも拘らず、幸弘公にはそんなことは一向氣にも止めずに、焼けて刎ね出された栗を靜に拾ひ取り、懷紙を取り出して之れを綺麗に拭き清め白扇の上に乗せて差出し

『斯うして料理するもので御座る。ごうぞ召上つて下さい』

と落ち付き拂つたものであります。そして

『如何でござる、お判になりませんならばもう一度でも二度でもお判になる迄は御教授致すで御座らう』

と云はれて道の池田侯も大に閉口し

『よく判りましたごうか止めて貰ひ度う御座る』
と哀願し

『真田にはかなはぬ』と仰せられ以後は益々其奇智膽才に服し親密を厚くせられたが、常に一步を譲つてゐられたといふことであります。以て公の人物の非凡であることを知ることが出来るではありませんか。

二〇、幸弘公の逝去を悲む

幸弘公は松代十萬石の藩主たること四十七年の永きに亘り、隱居の年限また十七ヶ年に及び其間藩政に盡されました功績は非常なものであります。されば領民は神のごとく之れを敬ひ、文化十二年八月三日江戸の藩邸に於て逝去されるや、恰も慈父を失へるが如く、上下となく嘆き悲しみ、天日も爲に暗さを覺えたといふのも蓋し無理ならぬことであります。

幸弘公の死を悲しみて詠める歌

真田幸弘夫人

南　　なのみ残る君を思へば袖のうみ深き涙をつゝみかねぬる
無　　むら雲に入さの月の影さへて定めなき世を思ふはかなさ
阿　　あけくれにふかき惠の言の葉はかれても残る君が面かけ
彌　　見し夢もまたさながらにたごられて涙は猶も袖ぞぬれそふ
陀　　たち出てさそふたびねのうからまし闇路をてらせ法の灯火

佛 ふう風に香ひみちぬる極樂のすゞしからまし池の蓮葉

真田 幸尊夫人

言の葉もげにことわりと見るにつけ思ふ涙は包みかねぬる

面影のさらに戀しく思はれて見るにかひなき望月のそら

うつゝとはいかで思はん別れ路は夢に夢見る心地のみして

み佛もさぞ嬉しく忍ぶらん君が言葉の露の手向は

真田 幸尊養女

うみよりも深きめぐみを思ひ出で猶忍ばるゝ君か別れ路

いでしより歸らぬ旅ときけばなをやる方なくぞ忍ばれにける

もろくの涙に影も曇るらん名にしたふ夜の望月の空

(終)

昭和四年十二月十八日 印 刷
昭和四年十二月二十日 發 行
昭和四年十二月廿三日 再版發行
昭和四年十二月廿六日 三版發行



(非賣品)

著 者 大 平 喜 間 多

發行者 長野市旭町乙一 信濃郷土文化普及會

代表者 所 長 吉

長野市妻科四〇八ノ一

印刷者 長 澤 政 美

長野市旭町乙一番地

印刷所 長野新聞株式會社

發 行 所

長野市旭町乙一

信濃郷土文化普及會

電話 五二五番
振替 長野六〇五六番

◆ 信濃郷土叢書 (第二期全十二卷内容)

第十三編	恩田木工	大平喜間多著
第十四編	信濃國分寺	藤澤直枝著
第十五編	義民加助	太田伯一郎著
第十六編	關山 <small>國師と</small> 正受 <small>老人</small>	矢ヶ崎賢次著
第十七編	松尾多勢子	市村咸人著
第十八編	雷電爲右衛門	柳澤平助著
第十九編	福島大將	小里頼永著
第二十編	雲坪之井月	高津才次郎著
第二十一編	堀直虎	岩崎長思著
第二十二編	小笠原貞宗	唐澤貞治郎著
第二十三編	上高地	矢澤米三郎著
第二十四編	天龍峽之野尻湖	八木貞助著

終



信濃郷土文化普及會